

住宅改修費支給事前申請に関する承諾書

(要介護(要支援)認定を受けていない場合)

稲美町長 様

このたび、介護保険の住宅改修費支給事前申請書の提出にあたり、下記留意事項について承諾します。

平成 年 月 日

申請者(被保険者)

印

《要介護(要支援)認定を受けていない場合の留意事項》

- (1) 事前申請日現在において、要介護・要支援認定の申請をおこなっている必要があります。
- (2) 認定結果が「非該当」になった場合は、介護保険の給付対象外になるため、改修費用が全額自己負担になります。
- (3) 支給方法は償還払いになります。
- (4) 支給申請書は、要介護(支援)認定後で、かつ、病院等へ入院(入所)中の場合は退院(退所)後に提出していただきます。

要介護・要支援認定を受けていない被保険者の 介護保険住宅改修費の事前申請について

平成 23 年 11 月 1 日
稲美町健康福祉課介護保険係

介護保険住宅改修費の支給は要介護(支援)の認定を受けていることが必要ですが、要介護(支援)認定を受けていない被保険者が住宅改修を急ぐ場合については、事前申請の受付を次のとおりおこないます。

事前申請受付の要件

- (1)事前申請日現在において、要介護・要支援認定の申請をおこなっていること。
- (2)認定結果が「要介護」又は「要支援」であること及び、病院等からの退院(退所)が承認の条件になります。条件が満たない場合は、改修費用が全額自己負担となることを被保険者が十分理解をしたうえで、承諾していること。(承諾書添付)
- (3)支給方法は償還払いのみ。
- (4)被保険者が住宅改修を急ぐ理由があること。(理由書に記載)
- (5)介護保険利用のみの場合に限り、(他制度併用の場合は従来どおり)

事前申請の書類(申請者⇒役場)

- ・介護保険居宅介護(予防)住宅改修費支給事前申請書兼確認書一式
- ・住宅改修費支給事前申請に関する承諾書

承認通知書(役場⇒申請者)

- ・事前申請受付の要件(2)の条件を付して通知します。

支給申請書兼請求書の提出(申請者⇒役場)

- ・認定結果通知(「要介護」又は「要支援」)後で、かつ、病院等からの退院・退所後に提出していただきます。

お問い合わせ先 : 稲美町健康福祉課介護保険係(直通電話)079-492-9139